

住宅・事業場等に対する 助成をご利用ください！

御殿場市民の主たる居住用の「住宅」または
「店舗・工場・事務所」など会員事業場の新築や
リフォーム工事等に対する助成制度の
申請を受付しています！

**最大
100万円
助成**

概要

- 対象となる住宅は、市民が主たる居住用住宅として自己所有している「住宅等」（御殿場市へ移住予定の方含む）
- 対象となる事業場は、御殿場市商工会会員事業者の市内にある「店舗・工場・事務所等」（賃貸物件でも賃貸者の同意があれば一部対象）
- 申請は「住宅」又は「事業場」のどちらか1回のみ
- 御殿場市商工会の会員建設関連事業者との請負契約締結に限る
- 申請後の審査に合格した申込者のうち予算枠の範囲で抽選にて支給（当選）者に助成を決定
申請頂いた全ての方が必ずしも助成を受けられるとは限りませんので予めご了承ください
(事業終了までは何度も申請可能)
- 該当者
 - 本助成を初めて申請する個人又は法人
 - 平成27年度までに住宅又は事業場の助成を受けたことがある個人又は法人

申請・受付（申請書類の作成や届出は、元請建設事業者にご相談ください。）

- ★着工前に元請建設事業者が御殿場市商工会へ申請が必要です
- ★受付日時：毎月第1・第3水曜日のみ（休館日の場合は翌開館日）9:00～11:30／13:30～16:00

①申請	②完了届
・住宅 ⇒ 偶数月のみ	住宅、事業場の区分に関係なく
・事業場 ⇒ 奇数月のみ	毎月第1・第3水曜日に受付

対象工事と工事金額

- ①請負工事金額 ⇒ 最低50万円（税抜）以上
- ②新築・リフォーム・改修・修繕工事等で、災害復旧・復興、防災、減災、耐震、防犯、省エネ等、
公共施設に沿った工事を最低1ヶ所以上実施

補助金支給額

- ①**最大100万円を支給します。**現金と商品券で50%ずつ支給。（1,000円未満切捨て）
- ②助成率は、対象工事金額（税抜）のうち
 - ★住宅等⇒10%
 - ★事業場等⇒20%（事業場等2回目申請の場合10%）
- ③工事金額が200万円（税抜）以下の場合は、全額商品券で支給
※補助金や商品券を本申請分の工事費用に充当する等不正行為があった場合全額返還

助成金の申請から支給までの流れ

事前に元請施工業者と十分ご相談のうえ申請ください（助成は1回限りです！）



お問合せ先 御殿場市商工会 建設係